

## 現代労働問題研究会規約

- 1 . この会は、「現代労働問題研究会」と称する。
- 2 . この会は、現代の労働者をめぐるさまざまな問題を調査・研究し、それをもとに政治・社会の動きをつかみ、おおくの人々との交流をつうじて、よりよい社会のあり方を探究する。活動の形式は会員相互の意見に基づく。
- 3 . この会は、それらの活動に情熱をもって取り組む人々を会員とし、肩書きや政治的立場を問わない。会員は会費（1,000 円/月）を納めるものとする。
- 4 . この会は、毎年総会をおこなう。総会では、活動報告、活動計画、役員選出および会計報告・予算を決定する。
- 5 . この会の発展のために運営委員会をおき、次のとおり運営する。

総会は、運営委員会を選出する。  
世話人会代表は運営委員会で選出され、この会を代表する。  
運営委員の任期は1年とし、重任は妨げない。
- 6 . この会は、労働者の相互交流をはかるために「労働通信」の発行やホームページの運営をおこなう。これらは、会員の創意でおこなう。
- 7 . 会則に定めなき事項については運営委員会で決定する。
- 8 . この会則の改廃は総会の決議による。

2004 年 4 月 3 日 現代労働問題研究会第 1 回総会にて制定